

経済的利益の額を基準とする費用の算定

経済的利益の額を基準として、弁護士費用を算定する場合は、以下の金額となります。

事件の内容、依頼者の方の経済状況などに鑑み増減額する場合があります。

具体的な弁護士費用については、相談時にお気軽にご質問下さい。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3,000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円